

## 有料老人ホーム運営にあたっての留意事項

### 1 島根県有料老人ホーム設置運営指導指針（最終改正 令和6年11月26日）

#### ①主な改正点（令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において見直された措置に準拠）

##### ◆医療機関等との連携について 県指導指針第10（9）

- 入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。
- 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。
- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。
- 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

##### ◆既存建築物等の活用の場合等の特例について 県指導指針第8（3）

戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

#### ②今後の改正予定

国の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」の一部改正に伴い、以下の項目を今後追加予定です。

##### ◆入居者募集等について

高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、下記に留意すること。

- ◎例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、そういった手数料の設定に応じないこと。
- ◎情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

##### 〈情報提供等事業者の選び方〉

- \*当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましい。
- \*公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましい。

## 2 その他留意事項

### ◆事故報告

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合は、島根県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、速やかに県へ報告していただきますようお願いします。

事故報告の対象となる事故等としては、以下のような事案が想定されます。

(入居者に対する処遇に係る事故として、入居者の生命・財産等が脅かされる事案等)

- ・死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・医師の診断等を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- ・入居者に対する虐待
- ・入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・火災事故
- ・自然災害による施設の滅失、損傷

※参考

事故報告書の標準様式は県ホームページに掲載しています。

島根県 HP トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】 > 施設サービス > 有料老人ホーム

### ◆根保証契約を行う場合の極度額について

- ・入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。  
⇒ 個人が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があり、「〇〇円」等と明瞭に定めなければなりません。  
また、極度額を定めないで根保証契約を締結すると、その契約は無効となり、保証人に対して支払を求めることができないこととなります。

#### ・意思能力に関するルールの明文化

交通事故や認知症などにより意思能力（判断能力）を有しない状態になった方がした法律行為（契約など）は無効であることは、判例で認められており確立したルールとなっていますが、民法にはこのことを定めた規定がなかったため、条文に明記されました。

※参考

- ・令和2年5月8日付け介護保険最新情報 Vol. 831 「民法の一部を改正する法律等の施行について」
- ・法務省パンフレット「民法（債権法）改正」、「2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります」

### ◆有料老人ホーム情報の介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への登録について

令和3年4月から有料老人ホームについても、介護サービス情報公表システムの公表対象となり、入居希望者等による有料老人ホームの検索が可能となりました。

県内の各施設におかれましては、例年12月の「有料老人ホームの現況等の報告」の際に、公表に際して必要となる登録様式のご提出を依頼しております。ご協力いただき、御礼申し上げます。

※介護サービス情報公表システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>